



環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成25年7月12日

川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業に係る条例見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示したものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	川崎市中原区新丸子東一丁目835番5号 小杉町3丁目東地区市街地再開発準備組合 理事長 角川 榮喜											
	指定開発行為の名称	小杉町3丁目東地区第一種市街地再開発事業											
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設（第1種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）											
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区小杉町三丁目414番地ほか											
	指定開発行為の目的	住宅団地及び商業・業務等施設の新設											
	指定開発行為の内容	開発区域（計画地）面積：約10,610㎡ 建物高さ：約160m（最高建物高さ：約165m） 計画人口（計画戸数）：約1,560人（約520戸） 延べ面積：約76,000㎡											
	指定開発行為の施行期間	平成27年7月（着手予定）～平成30年12月（完了予定）											
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成25年7月12日（金）から 平成25年7月26日（金）まで （土曜日、日曜日及び祝日は除きます。） 時間：午前8時30分から午後5時まで 上記期間中、本市ホームページにて標記見解書の内容を御覧になれます。 http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html											
	縦覧場所	中原区役所及び本庁（環境局環境評価室）											
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出	条例準備書関係住民（関係地域に在住・在勤の方）から条例公聴会において意見を述べたい旨の申出があった場合で市長が必要であると認めるときは、条例公聴会の開催について公告します。 （*条例公聴会を開催する場合は、8月24日（土）の予定） 【申出書の提出期限及び提出先】 提出期限：平成25年7月26日（金） （郵送の場合は、平成25年7月26日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 申出書の用紙：それぞれの縦覧場所に用意しています。											
今後の手続きの流れ	<table border="0"> <tr> <td style="text-align: center;"> 条例公聴会において意見を述べたい旨の申出がある場合 </td> <td style="text-align: center;"> 申出がない場合 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> ① 条例公聴会の開催の公告 </td> <td rowspan="2" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べることができます。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> ② 条例公聴会の開催 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> ③ 川崎市環境影響評価審議会での審議 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> ④ 条例審査書の公告 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> ⑤ 条例評価書の公告 </td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。 </td> </tr> </table>		条例公聴会において意見を述べたい旨の申出がある場合 	申出がない場合 	① 条例公聴会の開催の公告 	市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べることができます。	② 条例公聴会の開催 	③ 川崎市環境影響評価審議会での審議 	環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。	④ 条例審査書の公告 	上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。	⑤ 条例評価書の公告	条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出がある場合 	申出がない場合 											
	① 条例公聴会の開催の公告 	市長が意見を聴こうとする事項について意見を述べることができます。											
	② 条例公聴会の開催 												
	③ 川崎市環境影響評価審議会での審議 	環境影響評価の内容を審議し、その結果を市長に答申します。											
④ 条例審査書の公告 	上記審議会からの答申を基に、環境の保全の見地から市長意見を記載した書類を公告します。												
⑤ 条例評価書の公告	条例審査書を基に、条例準備書の記載内容を再検討した上で、事業者の見解を記載した書類を公告します。												